

福岡市病院事業運営審議会  
第5回 経営形態部会

本市が選択すべき経営形態について

平成20年4月9日

## これまでの検討内容

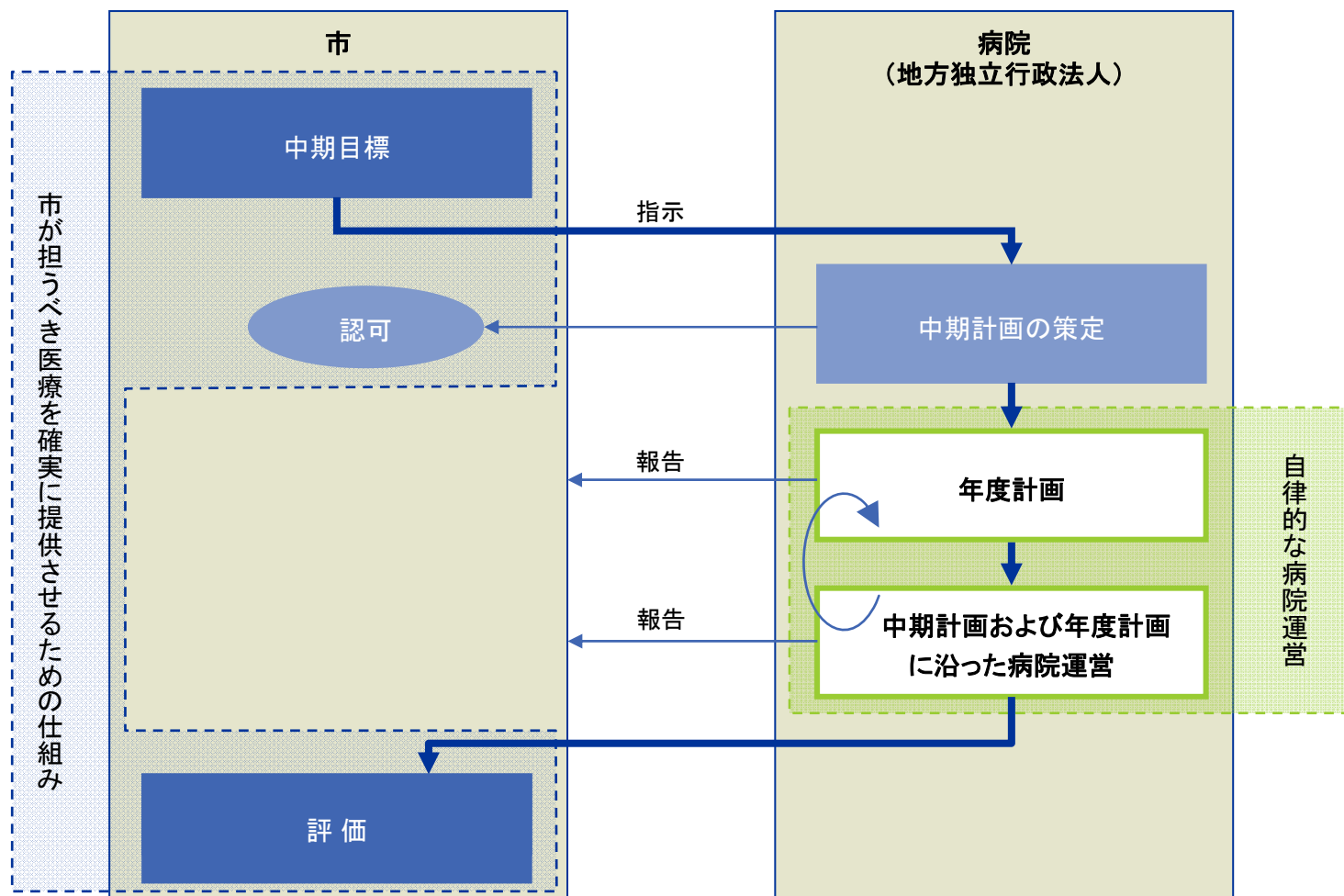


## 地方独立行政法人および指定管理者制度における検証項目

---

地方独立 行政法人	1	市の関与による自律性の阻害はないか
	2	中期目標の期間を超えて長期にわたり計画を立てることは可能か
指定管理者	3	指定期間の長短により, どのようなメリット・デメリットが生じるのか
	4	自治体の設定した指定条件で指定管理者を確保できるのか
	5	協定の締結により安定的な医療の供給が担保されるのか
両経営形態	6	現在の医療水準を維持したまま, 経営形態を変更できるのか

# 1. 【地方独立行政法人】市の関与による自律性の阻害はないか



地方独立行政法人は、制度の基本として、地方公共団体からの事前関与・統制を極力排し、事後チェックへの移行を図り、弾力的・効率的で透明性の高い運営を確保することに眼目が置かれており、市の関与は事後チェックを中心とした最小限のものに限られる。

## 2. 【地方独立行政法人】中期目標の期間を超えて長期にわたり計画を立てることは可能か

### 大阪府立病院機構 中期計画

(中期目標期間 H18～H22年度)

#### 3 中期目標の期間を超える債務負担

##### (1) 移行前地方債償還債務

(単位:百万円)

年度 項目	H18	H19	H20	H21	H22	中期目標期間 償還額	次期以降 償還額	総債務 償還額
移行前地方 債償還債務	746	787	835	882	930	4,180	8,799	12,979

##### (2) 長期借入金

(単位:百万円)

年度 項目	H19	H20	H21	H22	中期目標期間 償還額	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還額	283	451	808	1,232	2,774	19,159	21,933

##### (3) ESCO事業

(単位:百万円)

病院名	事業期間	中期目標期間 事業費	次期以降 事業費	総事業費
急性期・総合医療センター	H18年度～ H27年度(10年間)	338	338	676
呼吸器・アレルギー医療セン ター	H18年度～ H28年度(11年間)	392	471	863
母子保健総合医療センター	H18年度～ H25年度(8年間)	271	163	434

※ESCO事業(Energy Service Company:事業者が省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、その結果得られる省エネルギー効果を保証する事業をいう。)

##### (4) リース債務

(単位:百万円)

項目(病院名)	貸借期間	中期目標期間 事業費	次期以降 事業費	総事業費
医療用超高エネルギー放射線 治療システム(成人病センター)	H18年度～ H24年度(8年間)	538	166	704
第IV期総合情報システム(急性 期・総合医療センター)	H18年度～ H24年度(6年間)	903	423	1,326
地下水膜ろ過システム(急性 期・総合医療センター)	H18年度～ H28年度(10年間)	127	187	314

備考 ファイナンス・リース取引に該当するリース債務で、総事業費の金額が3億円以上のものを記載している

##### (5) PFI事業

(単位:百万円)

項目	事業期間	中期目標期間 事業費	次期以降 事業費	総事業費
精神医療センター再編整備	H19年度～ H37年度(19年間)	10,177	9,776	19,953

大阪府では、大阪府地方独立行政法人法施行細則において、「中期目標の期間を超える債務負担」について、中期計画に記載するよう定めている。  
これに基づき、大阪府立病院機構では、長期事業や病院の再編整備などに関する事項が中期計画に記載されている。

# 指定管理者制度について

## 指定管理者制度とは

### ●制度の趣旨

公の施設の設置目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて地方公共団体が指定するものに、公の施設の管理を行わせる制度

### ●「公の施設」の例示

体育施設	体育館、運動場、プール
教育・文化施設	博物館、美術館、図書館、文化会館、公民館、コミュニティセンター
社会福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設、保育所
公営企業	病院、上水道、下水道、工業用水道、バス路線
その他	公園、道路、河川、学校、公営住宅、墓地

## 福岡市の導入状況

- 導入施設／ 365施設（平成20年4月現在）  
自転車駐車場、公園、老人福祉センターなど  
※病院は前例なし
- 指定期間／3年以下：263施設  
3年超4年以下：14施設  
4年超5年以下：88施設
- 応募団体数／1公募あたり約7団体
- 効果／〈市民サービス面〉
  - ・開館時間や開館日の延長・拡大
  - ・苦情や要望、修繕などへの対応の迅速化
  - ・スタッフの対応の向上など〈コスト面〉
  - ・一定の経費節減効果を確認

### 病院の特殊性

## 市立病院への指定管理者導入の留意事項

### 病院の特殊性

- ・医師、看護師等の人的要素の影響が大きい。
- ・長期的視点に立った人材投資、医療機器等の更新が必要 など

### 他自治体病院の先行事例

- ・指定期間を30年間とした例
- ・限られた選択肢の中から指定管理者を選考した例  
（応募者数が少ない傾向あり）

### 検討にあたっての留意事項

- ・病院の特殊性を踏まえたうえで、他自治体病院の事例に留意しながら検討を行う必要がある。

### 3. 【指定管理者】指定期間の長短により、どのようなメリット・デメリットが生じるのか

施設名	指定期間
精華町国民健康保険病院 (京都府)	5年間
下関豊浦病院 (山口県)	5年間
県立精神医療センター太宰府病院(福岡県)	10年間
市立奈良病院 (奈良県)	10年間
船橋市立リハビリテーション病院(千葉県)	18年間
横浜市立みなと赤十字病院(神奈川県)	30年間
川崎市立多摩病院 (神奈川県)	30年間

指定管理に移行した施設における指定期間

短期

メリット

その時々医療ニーズを反映させることができる。  
また、指定管理者が行う管理が不適切である等の場合は、期間満了時点で指定管理者を交代させることができる。

デメリット

短期間で指定管理者が交代するおそれがあり、医療の安定的かつ継続的な供給ができない可能性がある。  
指定管理者にとっては中長期的な人的および設備投資が困難となる。

長期

メリット

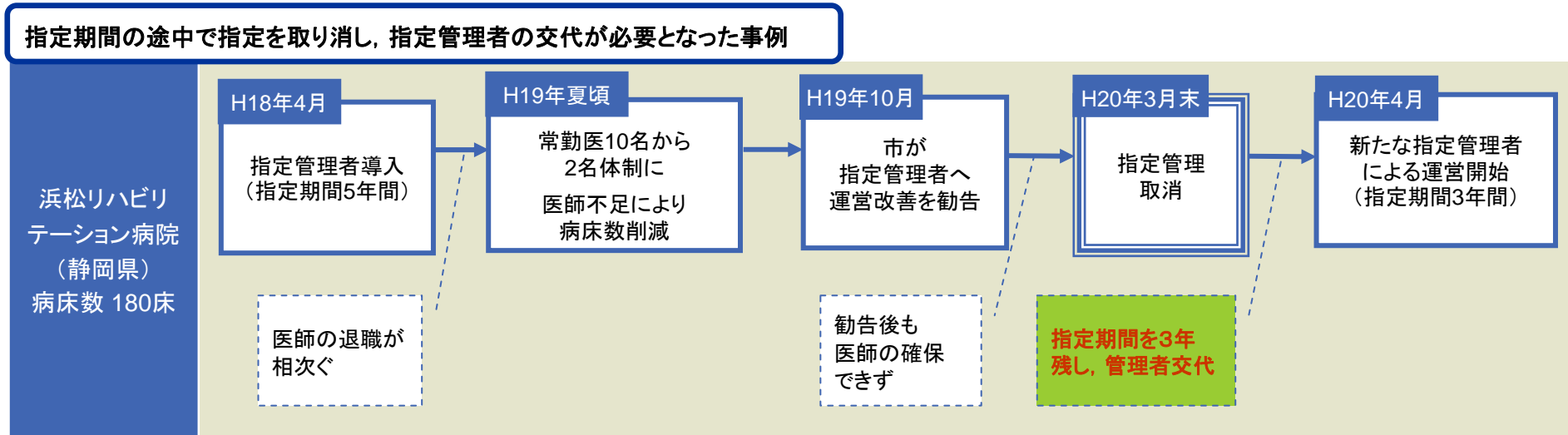
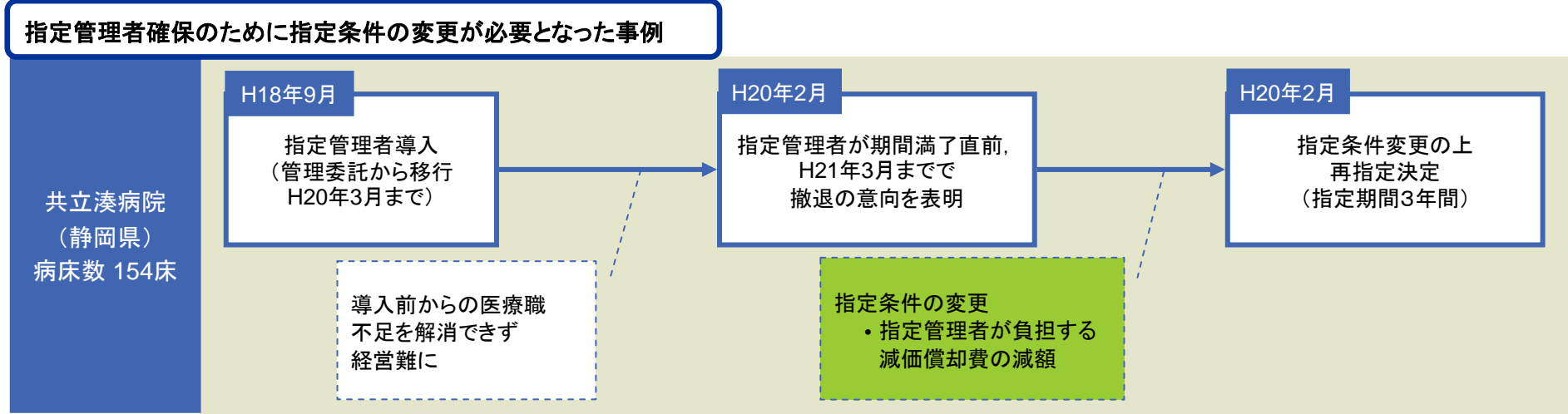
長期間継続して同一の指定管理者に管理させることができるため、医療の継続的な供給が期待できる。  
指定管理者にとっては中長期的な視野から思い切った投資が可能。

デメリット

その時々医療ニーズを反映させることが困難である。  
また、指定管理者が行う管理が不適切である等でも期間満了までは指定管理者を交代させることが困難である。  
(協定で定める指定取消を行う場合、多大な時間と労力を要する。)

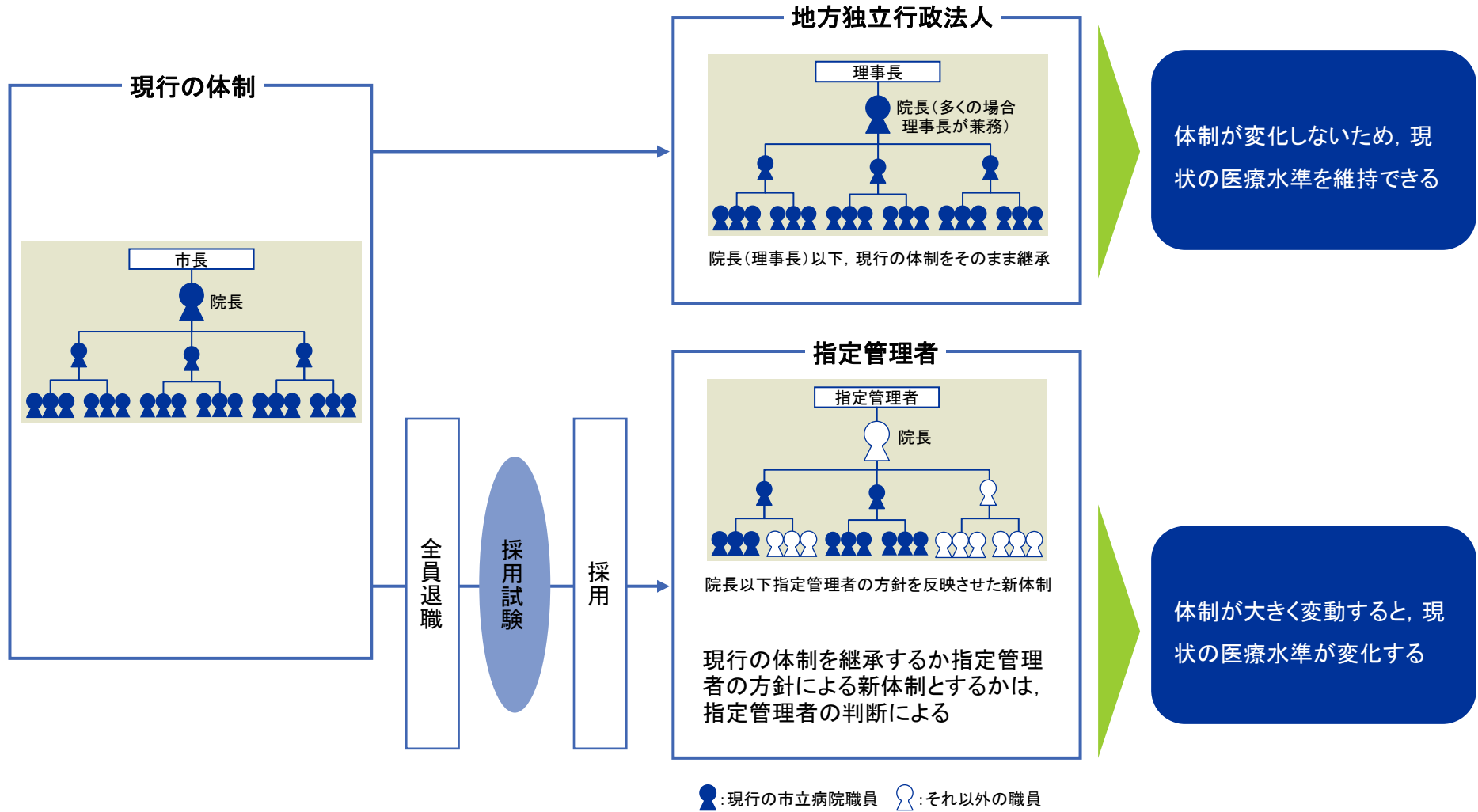
4. 【指定管理者】自治体の設定した指定条件で指定管理者を確保できるのか  
 5. 【指定管理者】協定の締結により安定的な医療の供給が担保されるのか

他自治体病院における指定管理者制度の導入事例は44病院(平成19年4月現在)あるが、部会において検証が必要とされた標記事項について、下記のとおり、実際に支障が生じた事例を確認した。





## 6. 【地方独立行政法人・指定管理者】現在の医療水準を維持したまま、経営形態を変更できるのか



## 【地方独立行政法人・指定管理者】先行事例における実例等

### 大阪府立病院機構の事例

#### 中期目標の主な事項

##### 第2 府民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 1 高度専門医療の提供および医療水準の向上
- 2 患者・府民サービスの一層の向上
- 3 より安心して信頼できる質の高い医療の提供
- 4 府域の医療水準の向上への貢献

##### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 1 運営管理体制の確立
- 2 効率的・効果的な業務運営

##### 第4 財務内容の改善に関する事項

#### 平成18事業年度の業務実績に関する評価結果(H19.8)

- 理事長のリーダーシップのもと5病院が一体となった運営体制が整備されるとともに、各病院が自律的、機動的に取り組む仕組みが整えられた。
- 収入確保に取り組むとともに、材料費や人件費を抑制して、13億円の資金収支黒字を実現し、財務内容の改善を図った。
- 付記意見「法人化初年度では、5病院が1つの経営体としての体制を整備しただけでなく、各職員の意識も経営や患者サービスの面で変わりつつある。また、府民への医療サービスの質的向上と併せ、本法人化の命題である不良債務の解消についても成果を上げた」

### 福岡県立太宰府病院の事例

#### 評価項目及び評価対象

##### < I 病院の管理運営に関する事項 >

- 病院組織の管理運営に関すること
- 患者の権利と安全確保、患者サービスに関すること
- 医療の質に関すること

##### < II 医療機能に関する事項 >

- 急性期を中心とした良質な精神医療の提供に関すること
- 身体合併症患者の受け入れに関すること
- 社会復帰の促進に関すること
- その他公的医療の実施に関すること
- 研究・研修・教育活動の充実に関すること

##### < III 経営の健全化に関する事項 >

- 長期収支計画の達成に関すること >

#### 運営評価報告書(H17年度)

- 医療の質は、県直営時に引き続き維持されている。また、精神科 救急医療システムの充実に向けた取り組みが行われていることは評価できる。
- 経営に関しては、紹介患者の増による収入確保や人件費、外部委託の見直しといった経営改善が進められていることは評価できる。  
(医業収入は入院・外来患者数の増加により目標に対し、6,800万円の収入増となっている。また、医業費用は、人件費の見直し、給食業務の外部委託、診療材料の効率的な購入といった取組により目標に対し6,900万円の費用節減が図られている。この結果、医業収支比率で目標74.6%に対し、実績は80.1%で目標を大幅に上回っている。)

## (参考)【指定管理者】指定管理条件の事例

病院名	横浜市立みなと赤十字病院 (神奈川県)	精華町国民健康保険病院 (京都府)	県立精神医療センター 太宰府病院(福岡県)
指定管理者	日本赤十字社(東京都)	医療法人医仁会(愛知県)	医療・介護・教育研究財団(福岡県)
管理開始日	H17.4.1	H18.4.1	H17.4.1
指定期間	30年間	5年間	10年間
病床数	634床	50床	300床(精神病床)
利用料金等の徴収	指定管理者が行う(委託) ※徴収に係る名義は強制徴収を除き指定管理者	指定管理者が行う ※徴収に係る名義は強制徴収を除き指定管理者	指定管理者が行う(収納委託事務契約)
自治体の収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>●診療報酬, 患者自己負担金等</li> <li>●指定管理者負担金(「建物の標準的な減価償却費相当額」+「医業収益が113億円を超える額に10の1を乗じた額」)</li> <li>●病院事業会計共通経費負担金(本部運営経費としてH19年度は9百万円)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●使用料及び手数料(診療報酬, 患者負担金等)</li> </ul>
指定管理者の収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>●診療報酬交付金(入院・外来収益)</li> <li>●指定管理料(室料差額収益, 公衆衛生活動収益, 医業相談収益, 患者外給食収益, その他医業収益)</li> <li>●政策的医療交付金</li> <li>●国庫補助金相当額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●証明書等交付および手数料徴収事務交付金(徴収金合計額の100分の105)</li> <li>※自治体は運営資金貸付金を指定管理者へ無利子で貸付(1億円を限度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●太宰府病院の管理に必要な経費</li> <li>●国庫補助金相当額</li> </ul>
指定管理者に求める医療機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>●24時間365日の救急医療</li> <li>●小児救急医療</li> <li>●輪番制救急医療</li> <li>●母児二次救急医療</li> <li>●精神科救急医療</li> <li>●精神科合併症医療</li> <li>●緩和ケア医療</li> <li>●アレルギー疾患医療</li> <li>●障害児者合併症医療</li> <li>●災害時医療</li> <li>●市民の健康危機への対応</li> <li>●地域医療の質の向上に向けた役割</li> <li>●市が実施する検診業務の受託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●24時間365日の救急医療</li> <li>●災害時医療</li> <li>●町民の健康危機への対応</li> <li>●地域医療全体の質の向上に向けた役割</li> <li>●検診</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●急性期を中心とした精神医療の提供</li> <li>●県精神科救急医療システムにおける取組み</li> <li>●身体合併症患者の受け入れ</li> <li>●社会復帰に向けたデイホスピタル, 訪問看護の実施</li> <li>●研究・研修活動</li> <li>●医療の質確保のための取組み</li> <li>●民間医療機関, 関係団体等との連携</li> </ul>

## (参考)【指定管理者】指定管理条件の事例

病院名	横浜市立みなと赤十字病院 (神奈川県)	精華町国民健康保険病院 (京都府)	県立精神医療センター 太宰府病院(福岡県)
経費の分担	指定管理業務を行うために必要な経費は指定管理者の負担	指定管理業務を行うために必要な経費は指定管理者の負担	管理に要する経費は自治体が負担
施設の維持管理	必要な経費は指定管理者の負担	必要な経費は指定管理者の負担	指定管理者が行う
施設の改良, 改修, 保守, 修繕	改良は自治体の負担 改修, 保守, 修繕は指定管理者が行う	改良, 改修は自治体の負担 (限度額は4億8千万円以下) 軽微な工事, 保守, 修繕は指定管理者が行う	改良, 改修工事は事前に自治体と協議 保守・修繕は指定管理者が行う
会計・経理の原則	指定管理者は病院に係る特別会計を設け, 全ての収入・支出を計上する	指定管理者は病院に係る会計を設け, 全ての収入・支出を計上し, 病院会計準則に基づいて処理	指定管理者は病院の経営について本部会計と区分して収支を明らかにすること
指定辞退の申出	3年以上の猶予をもって申し出	2年以上の期間をおいて申し出	2年以上の期間をおいて申し出
指定取消もしくは辞退の場合	自治体は指定管理者へ損害の賠償をもとめることができる 原状に復して施設, 物品等を引き渡すこと	自治体は指定管理者へ損害の賠償を求めることができる 必要に応じて速やかに原状に復して施設, 備品等を自治体へ引き渡すこと	自治体に損害が発生するときは, 自治体はその損害を請求することができる 速やかに土地, 建物および付帯設備等を原状に回復すること
その他	協議会を設置する	連絡調整会議を設置する	

(出所)

- ・横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による管理に関する基本協定
- ・指定管理業務基準書, 横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による管理に関する年度協定

(出所)

- ・精華町国民健康保険病院の指定管理者による管理に関する基本協定
- ・指定管理業務仕様書および年度協定

(出所)

- ・福岡県立精神医療センター太宰府病院の指定管理者の募集に関する要領